

「Made in 鹿沼」ロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「Made in 鹿沼」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(権利の帰属)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

(使用基準)

第3条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当するときに使用することができる。

- (1) 市、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価委員会又は議会が使用するとき。
- (2) 市が主催又は共催する事業において使用するとき。
- (3) 市が協賛又は後援する事業で、その使用が適当であると認められるとき。
- (4) 市のPRやブランディングの推進上有益であると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

2 ロゴマークを営利・販売目的で使用しようとする者は、あらかじめ市と協議するものとする。

(使用禁止事項)

第4条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合は使用できないものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とすること等独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 別に定める運用ガイドラインに従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、その使用を著しく不相当と市長が認めたとき。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用の差止め等)

第6条 市は、ロゴマークの使用に関し、第4条各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、使用者に対し、使用状況について報告を求め、加えてその使用を差し止めることができる。

2 前項の規定により使用の差止めを告知された者は、ただちにロゴマークの使用を取り止めなければならない。

3 市は、使用の差止めにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(事故、苦情等の処理)

第7条 ロゴマークを使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(管理)

第8条 ロゴマークの管理は、総合政策部営業戦略課にて行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。